令和９年４月１日採用　特別支援学級支援員（会計年度任用職員）採用選考実施要領

令和８年１１月１日
世田谷区教育委員会

１．採用人数　　特別支援学級支援員（会計年度任用職員）　３０名程度

２．応募資格　　次の条件のうち、（１）から（３）のいずれか、かつ（４）を満たす者。

（１）教員、または保育士の資格を有する者。

（２）大学の学部で教育学、心理学または社会学を修め、卒業した者。

（３）上記（１）（２）のほか、職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者。

（４）令和８年１２月２５日に施行予定の、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号。以下「こども性暴力防止法」という。）第２条第８項に規定する特定性犯罪事実該当者でない者。

※地方公務員法等で選考を受けることができないとされている者は応募できない。

３．選考方法及び日程　（１）第一次選考⇒書類選考

提出された申込（履歴）書を基に選考する。

（２）第二次選考（第一次選考合格者対象）⇒面接選考

日　時　令和９年１２月９日（水）または令和９年１２月１１日（金）

※その他、詳細については第一次選考合格者に通知する。

４．選考結果　　最終合格者は、令和９年４月１日～令和１０年３月３１日の間、合格者名簿に登載する。

※第一次選考の結果は、令和８年１１月２７日以降に書面にて通知する。

※第二次選考の結果は、令和８年１２月１１日以降に書面にて通知する。

その後、欠員状況に応じて、順次任用の連絡をする。

※選考結果に関する問い合わせには、一切回答しない。

５．勤務条件

（１）身　　分	地方公務員法第２２条の２第１項第１号に基づく一般職の非常勤職員（会計年度任用職員）（世田谷区教育委員会任用）
（２）任用期間	令和９年４月１日以降から令和１０年３月３１日（勤務実績等を考慮し能力実証を行った上で、再度の任用をする制度あり）
（３）報　酬・期末手当・勤勉手当	報酬月額　204,056 円（令和８年度現在。地域手当相当分を含む。通勤手当別途支給。） 一定の要件を満たす場合、期末手当及び勤勉手当を支給
（４）休 暇 等	年次有給休暇その他条例等に規定する休暇等の制度あり。
（５）勤務日数	年間１９２日（各月平均１６日）
（６）勤務時間	下記の時間帯内で実働７時間勤務、１時間休憩。 午前８時～午後５時（時間帯については配属先の学校長が定める。） ※原則超過勤務はありませんが、宿泊行事随行の場合及び公務のために緊急の必要がある場合、所定の勤務時間以外に超過勤務をお願いすることがあります。超過勤務を行った場合は、超過勤務手当（相当する報酬）を支給します。
（７）社会保険	健康保険（東京都職員共済組合）、厚生年金保険、介護保険
（８）雇用保険	雇用保険の適用あり。

（９）公務災害補償等　　公務災害補償等の適用あり。

６．勤務場所　（１）区立小学校の特別支援学級（固定制の知的障害学級、肢体不自由学級、自閉症・情緒障害学級）
（２）区立中学校の特別支援学級（固定制の知的障害学級、肢体不自由学級、自閉症・情緒障害学級）

７．職務内容　（１）特別支援学級の児童・生徒の安全管理に関すること。
（２）特別支援学級の教育活動上必要な援助に関すること。
（３）特別支援学級の生活指導上必要な援助に関すること。
（４）その他特別支援学級運営に関し、配属先の学校長の指示する事項。

８．そ の 他　地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合には懲戒処分等の対象となることがある。

９．申込書等の配布　世田谷区のホームページ『職員採用』から「申込（履歴）書」「世田谷区における勤務経歴等確認票」のダウンロード可。また、「申込（履歴）書」「世田谷区における勤務経歴等確認票」を支援教育課の窓口にて配布する。

10．申込方法　**令和８年１１月２４日（火）午後５時（必着）まで**に、下記「12．問合せ先」窓口へ所定の「申込（履歴）書」、「世田谷区における勤務経歴等確認票」を持参、郵送又は区ホームページ掲載の専用フォーム（LoGo フォーム）より提出する。（持参の場合は土・日・祝日を除く、午前８時３０分から午後５時まで。）

11．申込書記入上の注意　（１）申込（履歴）書の作成に関しては、すべて自筆で記入し、①写真もれ②事実相違があった場合は、選考対象外（不合格）とする。
（２）選考書類は選考目的以外には使用しない。
（３）提出書類の返却は行わない。

12．問合せ先　世田谷区教育委員会事務局　支援教育課　支援教育担当
電話０３（６４５３）１５１３
〒154－0023　世田谷区若林５－３８－１（教育総合センター１階）

＊【地方公務員法第１６条（欠格条項）】
次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
1　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
3　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し、 刑に処せられた者
4　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
＊平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は応募できない（心神耗弱を原因とするもの以外）。

【特記事項】

・世田谷区特別支援学級支援員の職務へ従事するにあたっては、こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本職務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪事実該当者でないことを求めることとしています。このため、予め、採用選考過程において、申込（履歴）書により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

・なお、その際、特定性犯罪事実該当者でない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪事実該当者であることが判明した場合は、重要な経歴の詐称に該当すると考えられ、合格を通知した後であってもこれを取り消すことがあります。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は以下をご参照ください。

【学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（抄）】

（定義）

第２条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

１　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

２　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

３　児童福祉法第六十条第一項の罪

４　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

５　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

６　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

１　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

２　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

３　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第２条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

１　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

２　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第３条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）（抄）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。